

広島県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年五月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道柞磨駅家線	福山市芦田町大字下有地一一二番一地先から 福山市芦田町大字下有地一一一一番一地先まで	日 平成二十三年四月二八